

令和4年第4回廿日市市議会（第4回定例会）条例新旧対照表

議案第82号	廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例	1
議案第83号	職員の高齢者部分休業に関する条例	7
議案第84号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	11
議案第85号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第86号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第87号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第88号	廿日市市佐方会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	49
議案第89号	廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例	51
議案第90号	廿日市市吉和診療所条例の一部を改正する条例	53
議案第102号	廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	55
議案第103号	広島縣市町総合事務組合格約の変更について	57

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示（第5条—第19条）</p> <p>第3章 審査請求（第19条の2—<u>第22条</u>）</p> <p>第4章 補則（<u>第23条—第28条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、<u>廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第 号）第2条第1項に規定する廿日市市情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問するものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示（第5条—第19条）</p> <p>第3章 審査請求（第19条の2—<u>第29条</u>）</p> <p>第4章 補則（<u>第30条—第35条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、<u>廿日市市情報公開審査会</u>に諮問するものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（廿日市市情報公開審査会）</u></p> <p>第23条 <u>第20条に規定する諮問に応じて審議するため、廿日市市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審査会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。</u></p> <p><u>3 審査会は、市長が任命する委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</u></p>

改正後	改正前
(削る)	<p><u>(審査会の調査権限)</u></p> <p><u>第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。</u></p> <p><u>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。</u></p> <p><u>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めすることができる。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</u></p>
(削る)	<p><u>(意見の陳述等)</u></p> <p><u>第25条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めすることができる。</u></p> <p><u>2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>(提出資料の閲覧等)</u></p> <p><u>第26条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第4章 補則 (文書管理)</p> <p>第23条 (略) (開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第24条 (略) (施行の状況の公表)</p> <p>第25条 (略) (実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)</p> <p>第26条 (略) (出資法人の情報公開)</p>	<p>2 <u>審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>審査会は、第1項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。</u> <u>(調査審議手続の非公開)</u></p> <p>第27条 <u>審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</u> <u>(答申書の送付等)</u></p> <p>第28条 <u>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u> <u>(規則への委任)</u></p> <p>第29条 <u>この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第4章 補則 (文書管理)</p> <p>第30条 (略) (開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第31条 (略) (施行の状況の公表)</p> <p>第32条 (略) (実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)</p> <p>第33条 (略) (出資法人の情報公開)</p>

改正後	改正前
第27条 (略) (委任) 第28条 (略)	第34条 (略) (委任) 第35条 (略)

※廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後						改正前							
別表第1（第3条、第7条関係）						別表第1（第3条、第7条関係）							
区分	議員報酬及び報酬	費用弁償				旅費条例の規定の例により算出して得た額	区分	議員報酬及び報酬	費用弁償				旅費条例の規定の例により算出して得た額
		日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃				日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃	
(略)						(略)							
法第138条の4 第3項の規定 により設置さ れた附属機関 の委員その他 の構成員（別に 定めのあるも のを除く。）	日額 7,000円	2,200円	宿泊に要 する費用 の額（そ の額が1 0,900円 を超える ときは、1 0,900円）	2,200円	旅費条例の規定の例により算出して得た額	法第138条の4 第3項の規定 により設置さ れた附属機関 の委員その他 の構成員（別に 定めのあるも のを除く。）	日額 7,000円	2,200円	宿泊に要 する費用 の額（そ の額が1 0,900円 を超える ときは、1 0,900円）	2,200円	旅費条例の規定の例により算出して得た額		
情報公開・個人 情報保護審査 会委員	1回に 11,000円 つき					情報公開審査 会委員	1回に 11,000円 つき						
(削る)						個人情報保護 審査会委員	1回に 11,000円 つき						
災害弔慰金等 支給審査会委 員	1回に 14,000円 つき					災害弔慰金等 支給審査会委 員	1回に 14,000円 つき						
(略)						(略)							

※廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例の附則により改正する条例の新旧対照表

職員の高齢者部分休業に関する条例案新旧対照表

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給与の減額）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）<u>、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年条例第 号）第2条第2項に規定する年齢に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第23号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</u>、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、市長の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、市長の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期</p>

改正後	改正前
<p>と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

※職員の高齢者部分休業に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p><u>（1） 地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認</u></p> <p><u>（2）</u>（略）</p> <p><u>（3）</u>（略）</p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（1）</u>（略）</p> <p><u>（2）</u>（略）</p>

※職員の高齢者部分休業に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めるときは、市長の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p> <p>5 (略)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により</u> _____ <u>公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</u> _____。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u> _____ <u>が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、</u> _____ <u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日</u> _____ <u>の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は _____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由</u> _____ <u>が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>職とする。</u></p> <p>(1) <u>職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>(2) <u>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第13号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p>第7条 <u>法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p>第8条 <u>任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>特例)</p> <p>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定め</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>る管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前								
<p>員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(定年に関する経過措置)</p> <p>6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="129 1177 1070 1450"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

改正後	改正前
<p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>7 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員</u> <u>）の給料月額</u></p> <p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた<u>当該職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた<u>当該職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(給料表)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u>は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <hr/> <p><u>（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員</u> <u>）の給料月額</u></p> <p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、前条の規定にかかわらず、<u>同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定め</u></p>

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p>第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>55歳を超え60歳に達した日までの間にある職員</u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p><u>4 60歳を超える職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「0号給」とする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職</p>	<p><u>られたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>55歳を超える職員</u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下_____「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下_____「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下_____「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職</p>

改正後	改正前
<p>員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員（第17条において、これらの職員を「短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員（以下これらの職員を「短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>

改正後	改正前
<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 前項の規定は、他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者に限る。）又は市の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で規則で定めるものに使用される者（第15条の2において「他の地方公共団体の職員等」という。）であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤の</p>	<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 前項の規定は、他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者に限る。）又は市の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で規則で定めるものに使用される者（以下「他の地方公共団体の職員等」という。）であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤の</p>

改正後	改正前
<p>ため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第17条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項から第5項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(以下この項及び次項において「第1項勤務」という。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務(第3項に規定する規則で定める時間における勤務を除く。以下この項及び次項において「第3項勤務」という。)の時間を</p>	<p>ため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第17条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条_____において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(以下この条_____において「第1項勤務」という。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務(第3項に規定する規則で定める時間における勤務を除く。以下この条_____において「第3項勤務」という。)の時間を</p>

改正後	改正前
<p>合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項_____及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）、第3項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>6 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第3項勤務にあつては、100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>7 （略） （期末手当）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>6 （略） （勤勉手当）</p>	<p>合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）、第3項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>6 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第3項勤務にあつては、100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>7 （略） （期末手当）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 <u>再任用職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>6 （略） （勤勉手当）</p>

改正後	改正前
<p>第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 第5条第7項、第6条、第11条、第12条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>2 第11条、第12条、第15条及び第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>11 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	<p>第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 第11条、第12条及び第15条の規定は、任期付短時間勤務職員及び再任用職員には、適用しない。</p> <p>2 第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>12 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> <u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u> <u>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第23号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u> <u>(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p>	(新設)
<p>13 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	(新設)
<p>14 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>	(新設)
<p>15 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めると</u></p>	(新設)

改正後										改正前									
<p>ころにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第5条関係） 行政職給料表</p>										<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第1（第5条関係） 行政職給料表</p>									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)									再任用職員以外の職員	(略)								
定年前再任用	基準給料月額	再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	

改正後								
短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,70	215,20	255,20	274,60	289,70	315,10	356,80	389,90
	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		241,50	253,20	257,300	288,60	305,10	319,20	342,80	377,90
		0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改正前									

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	(略)								
再任用職員		241,50	253,20	257,30	288,60	305,10	319,20	342,80	377,90
		0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）第2条第3項に規定する基本報酬）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下_____給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）第2条第3項に規定する基本報酬）の10分の1以下を減ずるものとする。_____</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。以下同じ。）の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例</u>に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p>第2条 <u>降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。</u></p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項_____の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。以下同じ。）の意に反する降任、免職及び休職_____の手続及び効果_____に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(降任、免職及び休職_____の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>附則第11項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>4 <u>第3条第2項の規定は、職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員の降給については、この条例の規定を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げるもの及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第16条の5 第5条、第6条、第7条の2及び第7条の3の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げるもの及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第16条の5 第5条、第6条、第7条の2及び第7条の3の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（支給対象） 第2条（略） 2 次に掲げる者には、報酬及び費用弁償を支給する。 （1）～（3）（略） （4）前3号に掲げる者以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。） 3・4（略）</p>	<p>（支給対象） 第2条（略） 2 次に掲げる者には、報酬及び費用弁償を支給する。 （1）～（3）（略） （4）前3号に掲げる者以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。） 3・4（略）</p>

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。第8条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等_____」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等_____を除く。以下この条において同</p>

改正後	改正前
じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2～5 (略)	じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2～5 (略)

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては8日以上上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項_____の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性</p>

改正後	改正前
<p>又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p>

改正後	改正前
<p>（募集の種類）</p> <p>第2条 市長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>（1） 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>（2） （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2</u> 当分の間、第2条第1号中「定年」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第23号）第3条に規定する定年」と、「20年」とあるのは「15年」とする。</p>	<p>（募集の種類）</p> <p>第2条 市長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>（1） 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>（2） （略）</p> <p>附 則</p> <p>— この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>（新設）</p>

議案第85号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>（勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）</p>	<p>（勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）</p>

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="228 432 497 743"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1232 432 1500 743"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>376,000</u>																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>375,000</u>																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給与の額等） 第3条（略） 2・3（略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>（給与の額等） 第3条（略） 2・3（略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の215</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

改正後	改正前
<p>（給与の額等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>（給与の額等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

議案第87号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>

廿日市市佐方会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市佐方会館設置及び管理条例（昭和52年条例第16号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前																																																											
(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廿日市市佐方会館</td> <td>廿日市市佐方本町2番11号</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	廿日市市佐方会館	廿日市市佐方本町2番11号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廿日市市佐方会館</td> <td>廿日市市佐方本町3番14号</td> </tr> </tbody> </table>							名称	位置	廿日市市佐方会館	廿日市市佐方本町3番14号																																													
名称	位置																																																												
廿日市市佐方会館	廿日市市佐方本町2番11号																																																												
名称	位置																																																												
廿日市市佐方会館	廿日市市佐方本町3番14号																																																												
(利用の許可) 第6条 会館を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。 (1)～(5) (略)		(利用の許可) 第6条 会館を利用しようとする者 _____ は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。 (1)～(5) (略)																																																											
(利用の制限) 第8条 (略) 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可してはならない。 (1)～(4) (略) 3 (略)		(利用の制限) 第8条 (略) 2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可してはならない。 (1)～(4) (略) 3 (略)																																																											
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>70円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	第1会議室	1時間までごとに	150円	第2会議室	1時間までごとに	80円	調理室	1時間までごとに	70円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="6">施設使用料</th> </tr> <tr> <th>利用時間 9時から 12時30分 まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>17時から 21時30分 まで</th> <th>9時から 17時まで</th> <th>13時から 21時30分 まで</th> <th>9時から21時 30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>330円</td> <td>380円</td> <td>430円</td> <td>770円</td> <td>810円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>150円</td> <td>170円</td> <td>190円</td> <td>350円</td> <td>360円</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>90円</td> <td>100円</td> <td>110円</td> <td>200円</td> <td>210円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td>110円</td> <td>120円</td> <td>140円</td> <td>250円</td> <td>260円</td> <td>390円</td> </tr> </tbody> </table>							名称	施設使用料						利用時間 9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から21時 30分まで	会議室	330円	380円	430円	770円	810円	1,200円	研修室	150円	170円	190円	350円	360円	540円	教養娯楽室	90円	100円	110円	200円	210円	310円	生活改善室	110円	120円	140円	250円	260円	390円
区分	単位	使用料																																																											
第1会議室	1時間までごとに	150円																																																											
第2会議室	1時間までごとに	80円																																																											
調理室	1時間までごとに	70円																																																											
名称	施設使用料																																																												
	利用時間 9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から21時 30分まで																																																							
会議室	330円	380円	430円	770円	810円	1,200円																																																							
研修室	150円	170円	190円	350円	360円	540円																																																							
教養娯楽室	90円	100円	110円	200円	210円	310円																																																							
生活改善室	110円	120円	140円	250円	260円	390円																																																							
備考 利用者が会館の設置の目的以外に利用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。		備考 使用者が会館の設置の目的以外に施設等を利用する場合における施設使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。																																																											

議案第89号

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市漁港管理条例（平成17年条例第59号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附 則 1～6 （略） 7 第13条第2項の規定にかかわらず、別表第2の使用料は、<u>令和7年3月31日</u>までの間は、これを徴収しないものとする。</p>	<p>附 則 1～6 （略） 7 第13条第2項の規定にかかわらず、別表第2の使用料は、<u>令和5年3月31日</u>までの間は、これを徴収しないものとする。</p>

改正後			改正前		
<p>（手数料）</p> <p>第5条 診療所において<u>検案書、診断書又は証明書</u>の交付を受ける者は、その交付を受ける際に手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第7条 診療所では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）施設又は設備その他備品等（以下「施設等」という。）を<u>毀損</u>し、又は汚損しないこと。</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第8条 診療所の施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>別表（第5条関係）</p>			<p>（手数料）</p> <p>第5条 診療所において<u>診断書又は証明書</u>の交付を受ける者は、その交付を受ける際に手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第7条 診療所では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）施設又は設備その他備品等（以下「施設等」という。）を<u>き損</u>し、又は汚損しないこと。</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第8条 診療所の施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>別表（第5条関係）</p>		
区分	単位	手数料	区分	単位	手数料
死体検案書	<u>1通につき</u>	<u>3,300円</u>	<u>(新設)</u>	<u>1通につき</u>	<u>(新設)</u>
死亡診断書	<u>1通につき</u>	<u>3,300円</u>	死亡診断書		<u>3,300円</u>
自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係る診断書	<u>1通につき</u>	<u>5,500円</u>	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係る診断書		<u>5,500円</u>
その他の診断書又は類似する証明書	<u>1通につき</u>	<u>2,200円</u>	その他の診断書又は類似する証明書		<u>2,200円</u>

議案第102号

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について案新旧対照表

○廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成28年4月1日施行）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第1条 廿日市市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により同法第81条第1項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）及び<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第1条 廿日市市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により同法第81条第1項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）及び<u>廿日市市個人情報保護条例（平成12年条例第22号）</u>に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

改正後	改正前
<p>第5章 雑則</p> <p><u>（事務の受託）</u></p> <p><u>第14条 組合は、別表第2の左欄の事務について、広島県及び広島県内の市町が組織する一部事務組合及び広域連合から地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。</u></p> <p>（管理者への委任）</p> <p>第15条 （略）</p>	<p>第5章 雑則</p> <p>（新設）</p> <p>（管理者への委任）</p> <p>第14条 （略）</p>